**住所変更の手続きは、いつからできますか？**

住居表示実施日（2月22日）以降にお願いします。

町名表示板・住居番号表示板も2月22日以降に、玄関やポストに貼ってください。

**通知書の住所にマンション名・〇棟が入っていません間違いではないですか？**

新住所については、棟ごとに異なる住居番号を付け、室番号を入れて表示することにより、住所が分かるように工夫されています。そのため、マンション名や棟番号は記載しません。

**対象地区はどこですか？また、何のために住所の表示を変えるのですか？**

山荘町地区全域で実施しています。

新しい住所は、順序良く並んでいるため、緊急車両等の到着もスムーズになり、皆様の安全安心に寄与されるものです。また、来訪者にとっても目的地への到着が分かりやすくなるというメリットがございます。

なお、住所は一定間隔で区切って番号を割り振っていますので、変更することはできませんのでご理解とご協力をお願いいたします。

**通知書が足りないが、発行してもらえますか？また郵送で送ってもらえますか？**

住居表示実施日（2月22日）以降に発行させていただきます。

都市政策室又は市民室、和泉シティプラザ出張所の窓口でご請求ください。発行にかかる費用は無料となっております。

郵送を希望される場合は、都市政策室（0725-99-8140）までご連絡ください。

後日、証明書を郵送させていただきます。（ただし、本人の住所地への送付に限ります）

＊実施後2年を経過しますと、郵送料（申請時と受取時の往復分）をご負担いただくことになりますので、ご了承ください。

**郵便は旧住所でも届きますか？**

届きます。

概ね2年間は旧住所でも配達していただけます。（郵便局）

ネットショッピングの利用など、各運送会社の配達に関しては、配達先住所の変更など各種手続きが必要となります。

**土地・建物登記簿の所有者の住所変更登記はいつまでにすればよいですか？**

特に期限は定められていません。売買等の取引をするときや相続・譲渡をするときに、

手続きをしていただいてかまいません。

申請書は実施日までにHPにも掲載しますので、ご利用ください。

**会社を経営しており、登記の手続きが大変です。**

お手数をおかけして申し訳ございません。

変更登記の申請書をHPに掲載しております。

手続きは特に難しいものではなく、見本にそって記入・押印していただくだけとなっております。

郵送で提出もできますので、住居表示変更にご理解とご協力をお願いいたします。

**変更登記の手続きは有料ですか？**

土地・建物・法人登記の住所変更の登録免許税は、同封しています「住居表示通知書」を添付すれば免除されます。

ただし、司法書士などに依頼すると、報酬等がかかります。

また、法務局には郵送でも提出できますが、その際は切手代が必要となります。

**市の登録業者です。市への変更届は必要ですか？**

変更届の提出をお願いしております。詳しくはwebで「和泉市　入札　変更届」と検索してください。

変更届に必要事項を記入し、実印を押印して、住居表示通知書を添付してください。

今回は市の施策で住居表示を実施しますので、印鑑証明書などその他の添付資料は不要です。

**住所と本籍の表示が違うのはなぜですか？**

住所は、住居表示実施により土地の地番を用いた表示から、街区番号と住居番号を用いた表示に変わります。

本籍の表示は、町名のみ変更となり、地番はそのまま使用されるためです。

**住所と本籍の表示を同じにするにはどうすればよいですか？**

山荘町に本籍をおかれている場合は、住居表示実施日（2月22日）以降に市民室に「転籍届」を提出していただければ、街区符号まで同じにすることができます。

例えば、新しいご住所が「山荘町一丁目1番10号」の方であれば、本籍は「山荘町一丁目1番」となります。

注意）本籍は、「山荘町一丁目1番10号」とはなりません。

**マイナンバーカードと運転免許証も郵送で手続きできますか？**

郵送で手続きできません。

お手数ではありますが、マイナンバーカードについては市役所市民室（及び和泉シティプラザ出張所）へ、運転免許証については、大阪府下の運転免許試験場（及び警察署）の窓口でお手続きください。

＊可能なかぎり、感染症の流行が落ち着いている時期にお手続きください。

**確定申告の際に、マイナンバーカードや運転免許証の住所が旧住所ですが、問題ありませんか？**

確定申告書には、現住所と1月1日の住所をご記入ください。

マイナンバーカード方式又はＩＤ・パスワード方式で申請される方は手続き不要です。

ただし、マイナンバーカードをお持ちの方が窓口や郵送申請される場合は、マイナンバーカード（コピー）・住居表示通知書の2点を、マイナンバーカードをお持ちでない方が窓口や郵送申請される場合は、マイナンバー通知カード（コピー）・身分証明書（コピー）・住居表示通知書の3点をご提出ください。

**重度障がい者医療証は、手続きが必要ですか？**

そのまま使えます。自立支援医療証、障がい者サービスの受給者証についても、そのままお使いいただいて問題ありません。

**会社の従業員の保険や年金はどういった手続きが必要ですか？**

原則手続きは不要です。ただし、短期在留外国人従業員の配偶者がマイナンバーカードをお持ちでない外国人の場合は、日本年金機構へお問合せください。

**給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書は旧住所のままでも使えますか？**

使えます。

住宅を購入された際に10年分の申告書を受け取っていると思います。

税務署では新住所での再発行はしませんので、このままお使いください。

**ハガキに切手は貼らなくてよいですか？また、594-8799という郵便番号は何でしょうか？**

切手は不要です。

郵便局が無料で配布します。

郵便局が差出人というかたちになるので、郵便局の郵便番号です。

＊ハガキの投函は住居表示実施日（2月22日）以降にお願いします。

**知人が山荘町の住民です。新しい住所を教えてもらえますか？**

住居表示実施日（2月22日）時点でお住まいであった方については、変更前の住所とお名前をお伝えいただければ、お調べすることができます。